



港長公示第3-3号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから同条第2項の規定により公示する。

令和3年12月4日

名古屋港長



庄内川河口付近海域における航泊の禁止について

名古屋市港区当知町草野付近海上において、不発弾が発見されたため、下記のとおり、一般船舶（名古屋港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

なお、令和3年11月26日付け港長公示第3-2号（庄内川河口付近海域におけるとう錨禁止について）については、本公示をもってこれを解除する。

記

1 期間

令和3年12月4日（土）午後3時30分から当分の間

2 区域

名古屋市港区当知町草野付近海上（北緯35度5分14.40秒、東経136度50分37.96秒）を中心とする半径300メートルの円内海面及び名古屋市港区当知町草野付近海上（北緯35度5分10.32秒、東経136度50分37.32秒）を中心とする半径300メートルの円内海面

略図

出典：海洋状況表示システム

